

「スタートアップとの事業連携に関する指針」の公表について

令和3年3月29日
公正取引委員会
経済産業省

- 1 公正取引委員会と経済産業省は共同して、令和2年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」の内容を踏まえ、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的として、スタートアップとの事業連携に関する指針（以下「本指針」という。）を策定することとし、令和2年12月23日に原案を公表し、令和3年1月25日を期限として、関係各方面から広く意見を募集したところです。
- 2 今回の意見募集では、21件の意見が提出されました。公正取引委員会及び経済産業省は、提出された意見等を慎重に検討した結果、原案を一部変更した上で、別紙1のとおり、本指針を策定し、公表することとしました。提出された意見の概要及びそれに対する公正取引委員会及び経済産業省の考え方は別紙2、変更点は別紙3のとおりです。
- 3 公正取引委員会及び経済産業省は、本指針を事業者等に十分に周知し、事業者の独占禁止法違反行為の未然防止等に役立てるとともに、公正取引委員会は、引き続き、独占禁止法を適正に運用してまいります。

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課取引調査室

電話 03-3581-3372（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課

電話 03-3501-1778（直通）

ホームページ <https://www.meti.go.jp/>